

保護者様

横浜市立大正中学校
校長 佐藤 典之

風水害・大地震等の「警報」発表及び火山災害における 生徒の安全確保について

横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「火山災害」が発令された場合、生徒のより一層の安全確保のための対応について、大正中学校では次のような処置を執ります。一部変更点がありますのでご確認ください。

- ★横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」及び「降灰予報」による全市一斉の「臨時に休業」の措置を午前6時の段階で発表継続中の場合としました。
- ★交通機関の計画運休に関する取り扱いについて記載しました。

「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」発表時の判断について

- 登校前に、横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部または横浜・川崎）に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が午前6時の段階で発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため全市一斉に「臨時に休業」と致します。一日家庭学習となります。
 - *特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）
- 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、学校や地域の状況に応じて、適切な措置を講じます。
- 登校後、「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」又は「避難勧告」が発表された場合は、学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じます。

市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合

- 発生の際は、直ちに授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで、学校で預かる（留め置く）措置をとります。
 - *震度5弱以下の地震でも、学校長の判断で預かり、引き渡しが必要となる場合があります。また、学校で預かる（留め置く）際や集団下校させる際には、メール配信等で保護者に連絡します。

火山災害、降灰時等における学校の対応

- *火山災害については「風水害」を「火山災害」に置き換えて対応します。
- 登校前に市域内への「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全確保のため、休校措置を講じます。
- 登校後に市域内への「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全確認を行った後、原則として、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）ます。（地震に対する対応に準じます。）
 - ※軽微な降灰などで、生徒の安全確保や学校活動に支障がない程度の降灰の場合は、学校長の判断により、学校活動を継続・再開することがあります。

交通機関の計画運休に関する取り扱いについて

- 市内鉄道会社全社（JR線、東急線・みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄、相鉄線、横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合には、**休校**とします。